

診療に関する提示事項

【一般名処方加算】

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

【医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算】

当院ではマイナンバーカードを健康保険証として使用できる体制を整えており、オンライン資格確認を行っております。

オンライン資格確認により、受診歴、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することでより質の高い医療の提供に努めております。マイナ保険証を積極的にご利用ください。

【ベースアップ評価料】

当院では、令和6年度診療報酬改定に伴い、医療従事者の賃金の改善（ベースアップ）を実施するため、2026年3月より以下の通り「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定いたします。

1. 算定項目 外来・在宅ベースアップ評価料（I） ・ 初診時：6点 ・ 再診時：2点
2. 算定の目的厚生労働省の方針に基づき、看護師、受付、その他コメディカルスタッフ等の処遇改善（賃上げ）を行い、質の高い医療体制を維持することを目的としています。窓口での負担額については、患者様の負担割合（1割～3割）に応じて変動いたします。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

医療法人椰子の会
みはら耳鼻咽喉科